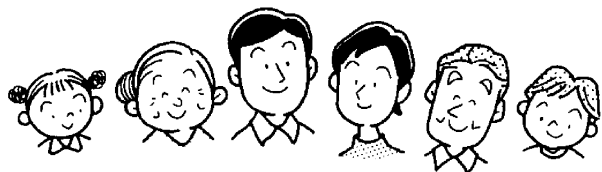


人権という普遍的文化の構築へ 人権教育・啓発推進計画を策定



このたび、向こう10年間にわたって人権教育・啓発の取組を進めていく基本的指針となる「向日市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

この計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(平成12年12月制定)第5条の規定に基づいて、これまで人権教育・啓発についての施策の基本的指針であった「人権教育のための国連10年向日市行動計画」(平成12年8月策定)を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に施策を進めるためのものです。

「人権教育・啓発推進計画」の全文は、情報公開コーナー(市役所本館1階)、各地区公民館・コミュニティセンターに置くほか、市ホームページ(トップページ→市政→計画:向日市人権教育・啓発推進計画)でもご覧になれます。

【市民意見の結果】

「向日市人権教育・啓発推進計画(案)」に対する意見募集を平成18年2月1日から14日まで行いましたが、意見はありませんでした。

お問い合わせ 政策協働課(内線280)

【向日市人権教育・啓発推進計画の概要】

■計画の目標■

人権という普遍的文化の構築

■人権教育・啓発推進の視点■

- ①共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- ②自己を尊重し、他者を尊重する心をはぐむ人権教育・啓発
- ③生涯学習としての人権教育・啓発
- ④身近な問題から考える人権教育・啓発

■配慮すべき人権問題■

「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害のある人」「外国人」「さまざまな人権問題」

■人権教育・啓発の推進■

○あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

保育所・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企業・職場

○人権に特に関係する職業従事者に対する研修などの推進

市職員・一部事務組合職員など、教職員・社会教育関係者、保健福祉関係者、マスメディア関係者など

■計画の推進■

- ①市民の身近なところで活躍する「指導者の育成」
- ②対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた「人権教育・啓発資料などの整備」
- ③効果的な手法による「人権教育・啓発の実施」
- ④総合的・効果的に推進するための「京都府、近隣市町村、関係団体および民間団体との連携」

まちの話題

コラボレーション研究所から市長へ 市民協働のための条例のあり方を提案



▲石原座長から久嶋市長に報告書が手渡される。

コラボレーション研究所(座長・石原一彦立命館大学教授)は3月31日、市民協働のための条例のあり方についての提案を、久嶋市長に手渡しました。

この研究所は、市民協働のまちづくりを市民と市職員と一緒に考えていこうと、平成16年度から始まりました。今年度は第2期として、昨年7月から市民協働条例のあり方について議論を重ねるとともに、まちづくりセンター部会と広報部会に分かれての活動も行いました。

提案では、条例が目指す目標や、各主体の役割、協働を支援する方法などについて述べられています。報告書は、市役所情報公開コーナー、市ホームページでご覧になれます。

吹奏楽や模擬店などで桜を楽しむ 春恒例「桜まつり」が開かれました



▲舞楽殿では吹奏楽や琴演奏などが披露されました。

向日市商工会主催の春の恒例行事「桜まつり」が4月1日、2日に向日神社境内で行われました。桜はまだちらほら咲きでしたが、春の訪れを楽しみました。

舞楽殿では、向陽高校の吹奏楽部や琴の演奏などが披露され、境内には模擬店が立ち並び、まつりの雰囲気を盛り上げていました。

平成18年山火事防火運動

4月20日(木)～26日(水)

「火の用心 森の恵みを 未来まで」

山火事は、春先を中心に多く発生します。森林や竹林を火災から守るために、火の取扱いには十分注意しましょう。

火災を予防するための注意事項

- ①枯れ草などのある場所では、火災が起こりやすいので、たき火をしない。
- ②たき火の場所を離れるときは完全に消火する。
- ③強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしない。
- ④たばこの吸いがらは必ず消すと同時に、投げ捨てない。
- ⑤子どもに火遊びはさせない。

☎乙訓消防組合向日消防署 ☎934-0119

支給対象年齢が小学校6年生へ。所得制限の引き上げも 児童手当制度が拡充されました



児童手当制度が改正され、平成18年4月から支給対象年齢が、小学校3年生(9歳到達後最初の年度末)までから、小学校6年生(12歳到達後最初の年度末)までに拡大され、併せて所得制限が引き上げられました。

認定請求の手続き

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、子育て支援課(公務員の方は勤務先)で、認定請求の手続きが必要になります。

改正に伴う新規請求は、平成18年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

●認定請求書に必要な添付書類

- 健康保険被保険者証などの写し(厚生年金など加入者の場合)
- 課税証明書(向日市に平成17年1月1日に住所がなかった場合)

●支給額

- 1人目・2人目の児童は、月額5,000円
- 3人目以降は、月額10,000円

平日、仕事などで申請にお越しになれない方は、次の日程で受け付けますのでご利用ください。
4月22日(土)・23日(日) 午前9時～午後4時
子育て支援課(市役所別館1階)

■平成18年度に小学校4年生の児童(平成8年4月2日生～平成9年4月1日生)がいる保護者の皆様■

これまで、当該児童に係る児童手当を受給していた保護者の方は、手続きの必要はありません。

■平成18年度に小学校5年生または6年生の児童(平成6年4月2日生～平成8年4月1日生)がいる保護者の皆様■

これまで、児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要になります。

■これまで、所得制限で児童手当を受給していない保護者の皆様■

所得制限の引き上げで、新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きの必要があります。

●所得制限限度額/前年(1月から5月までの月分については前々年)の所得額で判定しますが、収入ベースで夫婦と児童2人の世帯の場合の目安は次のとおりです。

- 自営業の方 596.3万円未満 →(4月から)780万円未満
 - サラリーマンの方 780万円未満 →(4月から)860万円未満
- 所得には一定の控除があります。また所得制限限度額は年によって変更されることがありますので、詳しくは子育て支援課(公務員の方は勤務先)にお問い合わせください。
具体的な所得制限限度額は次のとおりです。

【所得制限限度額】 (単位:万円)

扶養親族などの数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

お問い合わせ 子育て支援課子育て支援係(内線349)